

罹災証明書交付申請書

申請日 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

申請者 (世帯主)	住 所 白鷹町大字荒砥甲833		電話番号 0238-85-0000
	(現在の連絡先) 白鷹町大字荒砥乙000		電話番号 090-0000-0000
	(ふりがな) 氏 名 しら たか た ろう 白 鷹 太 郎		
窓口に 来られた方 (申請者と同じ 場合は記入不要)	住 所 白鷹町大字鮎貝000		電話番号 080-0000-0000
	(ふりがな) 氏 名 しら たか はな こ 白 鷹 花 子 申請者との関係 (姉) ※本人、同居人の親族以外の方は委任状が必要です。		
罹災原因	0000 年 00 月 00 日 の大雨 による		
被災住家 の所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)	山形県西置賜郡白鷹町大字 同上 (アパート等の場合、名称)		

住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☒ 浸水被害（ ☒ 床上 ☐ 床下） ☐ その他被害(以下に記入) []				
住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用することがあります。 ☒ 確認しました				
写真による 被害区分の 判定(※7)	☒ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない				
罹災証明書の 使用目的	保険会社に提出する	ため	罹災証明書の 必要枚数	1	枚
罹災証明書 の交付方法	☐ 郵送(住所: (宛先: ☐ 窓口 ☒ 避難所(荒砥地区コミュニティセンター)				

- ・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
・記入上の留意点(※)は、裏面を参照してください。

(役場記入欄)

申請者 本人確認	☐ マイナンバーカード ☐ その他()
-------------	--

記入上の留意点

- ※1 証明書には、罹災証明書と被災証明書の2種類があります。
罹災証明書は、災害により被害を受けた家屋(住家、事務所、店舗等)について「被害の程度を証明する書面です。なお、門扉、塀、カーポート等、家屋でない構造物、付帯設備は証明の対象外となります。
被災証明書は、災害により家屋以外の不動産又は動産(家財や自動車など)に被害を生じた旨の申請を受け付けたことを証明する書面です。
- ※2 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、〔申請者〕欄に住所・氏名(法人の場合は代表者の職・氏名)・電話番号、連絡先が異なる場合は現在の連絡先を記入してください。
代理人の場合は、委任状を提出し、上記〔申請者〕欄及び〔代理人〕欄に住所・氏名(法人の場合は代表者の職・氏名)・連絡先・申請者との関係を記入してください。
ただし、代理人が住家等の関係者の配偶者、同居親族若しくは血族二親等以内の親族の場合は、承諾書不要です。
- ※3 「罹災原因」欄には、罹災又は罹災したと思われる日付及び理由について、次の例示のように記入してください。
例1 理由:「令和〇〇年〇〇月〇〇日の豪雪」による
例2 理由:「令和〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震」による
例3 理由:「令和〇〇年〇〇月〇〇日に台風〇〇号の豪雨」による
- ※4 「被災住家の所在地」欄には、被害のあった建物の住所(アパートなどの建物名称等も含む。)を記入してください。
- ※5 「住家の被害」欄のその他被害には、床上・下浸水以外の罹災した内容をできる限り詳細かつ具体的に記入してください。なお、母屋を中心に記入してください。
例1 「豪雪により住宅の屋根の軒出部分が折れ曲がった」
例2 「地震により住宅の基礎部分に亀裂が入った」
- ※6 「住家に関する情報の内部利用同意」欄は、家屋の被害程度について、今後の被災者支援策のために庁内から求められた場合、関係部署に情報を提供してもよい場合はチェックをお願いします。(情報を提供することで、罹災証明書の提出が不要になる場合があります)
- ※7 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。
・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)
添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。
- ※8 「罹災証明書の利用目的及び必要枚数」欄には、罹災証明書を使用する目的(公的支援、税の減免など)及び罹災証明書の必要枚数を記入してください。